

アダム・スミスの土地所有形態論：彼れの地代論への理解のために

田中，定

<https://doi.org/10.15017/4150389>

出版情報：経済學研究. 2 (2), pp.161-186, 1932-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

アダム・スミスの土地所有形態論

— 彼れの地代論への理解のために —

田 中 定

は し が き

一 スミスの土地所有形態論

- (1) 土地所有一般
 - (2) 封建的大土地所有
 - (3) 分益小作農制
 - (4) 資本主義的土地所有
- 二 スミスの地代論における矛盾とその意義
- (1) 地代論と價値論
 - (2) スミス地代論の諸矛盾
 - (3) それらの矛盾の再吟味

アダム・スミスの土地所有形態論

はしき

この小論において私は課題として二つのことがらを取りあげてゐる。その一はアダム・スミスの土地所有形態論——かりにかう呼べるとして——を紹介するにあり、その二はこの形態論を援用することによつて従來スミス地代論の救ふべからざる矛盾とみなされて來た諸見解の中に包藏されてゐる内奥の意味を理解せんとするにある。

従來、アダム・スミスの地代論は矛盾に充ちたものとして定説づけられ、それ故にまた、多くの場合、精細なる研究の圏外に放置されがちであつた。實際、『國富論』第一篇に限つていへば、そこで述べられてゐる地代に關する諸規定は相互に撞着する多くの見解を含んでゐる。しかも相互に矛盾するそれらの諸見解は大膽にも聯絡づけられずに放置されてゐる。換言すれば彼自身によつてはそれらの矛盾を内在的に解決するための糸口すら、そこには與へられてゐない。しかし、私がこゝに紹介しやうとしてゐる彼れの土地所有形態論——それは『國富論』第三篇第二章『ローマ帝國崩壞後のヨーロッパ舊時の状態における農業の不振について』の中に主として展開されてゐる——が少くともそれらの矛盾の規本的なものゝ一つに對して解決の糸口を與へてゐるやうに考へられる。私はこの糸口を

手續りつゝある間にスミスの地代論は、その包藏する矛盾の故に、教ふるところ却つて大なるを感ずるにすら至つた。

要するにこの小論の目的は從來棄てゝ顧みられなかつたスミス地代論への理解を内面的に一步押し進めやうとするにある。

一 スミスの土地所有形態論

(1) 土地所有一般

アダム・スミスは土地の地代に論及するに先立つて、一般に地代の問題が問題とされうるための社會的條件を説明してゐる、――

『一國の土地が悉く私有財産となるや否や、地主も亦他のすべての人々と同様、自らは播くことな
くして刈取ることを欲する。また土地の自然的産物に對してすら、地代を要求する。かくて森林の木材、原野の牧草、土地の天然的果實のすべてが、嘗つて土地の共有が行はれてゐた時代においては單
に採集の勞苦をさへ拂へば勞働者の手中に歸したに拘らず、いまや勞働者にとつてすら、一個の附加

的價格を含むに至る。労働者は、これらの採集の許可をうけるために、一定の代價格を支拂ひ、その労働によつて採集し、または生産したものゝ一部を地主に對して提供せねばならぬ。』……（傍點は私もの、以下すべて同じ。）

この一章句は地代の問題が、一國の土地の悉くが社會の特定の人々の私有財産となるが如き一定の社會的條件の成立するに及んで始めて問題たりうることを規定してゐる。ところでこゝに留意すべきことは、スミスが地代發生の前提となしてゐるところの土地私有とは、一國の何れか部分的な土地の私有ではなく、その全體に亘る普遍的な私有を意味するといふ點である。かくの如き社會的條件の下においては、その國の土地といふ土地はたとへ一片といへども、農業者の自由なる使用には委ねられぬであらう。如何なる一片の土地の使用についてすら、農業者はいち／＼地主の承諾を受けねばならぬであらう、一方、地主の側には、農業者の土地使用を承諾し、または禁止する絶對的權力が賦與されるであらう。かくて、農業者は、地主のかくの如き權力を克服する必要上、ともかくも一定額の支拂ひを約定せねばならぬ。それ故に、かゝるものとして、地代は、農業者の使用する一切の土地に對して支拂はれねばならぬであらう。換言すれば、たとへ耕境の劣等地といへども、少くともそれが農業者の使用に委ねられてゐる限り、そこには地代が生ずる。この點、土地所有並びに地代に關する一般的

1) Adam Smith, The wealth of Nations, edited by Edwin Cannan, BK. I. Chap. VI. p. 51. 竹内謙二譯 改造社版 184 頁。

規定における彼れの重要な特質である。

彼れの最も卓越せる後繼者デビッド・リカアドの見解と對照してみやう。兩者の間には根本的に見解の相異が存する。リカアドにあつては、たとへ現に使用されてゐる土地の中でも、耕境の劣等地にあつては地代は存在しない、と極力主張される。この點、スミスに對し根本的な相異を示すものと言はねばならぬ。しかしながら、リカアドの耕境地無地代の理論、すなはち差額地代のみに限定された彼れの理論にあつては、意識的にか、無意識的にか、耕境地及び耕境地以下の劣等地はすべて各人の自由なる處分に委ねられるものと假定されてゐる。これは、しかし、全く恣意的な假定であり、これを以つて直ちにわれ／＼の理論的勞作の完全なる出發點となすことはできぬ。むしろ、われ／＼はスミスの現實的な方法——たとへ彼は理論の一貫性を充分に保持することはできなかつたとはいへ、少くともその理論の中に現實の基本的な社會的條件を見落すまいと努力したその用意——に學ぶべきであらう。

スミスは、以上に述べた如く、土地所有をすべての土地對する所有として規定してゐる。すなはち土地所有の獨占を規定してゐる。しかもこの規定は嚴然たる歴史的事實に従ふものである。彼自身次の如く述べてゐる。——

『ゲルマン及びシ、アの諸民族がローマ帝國の西部諸領を蹂躪するや、この大革命後の數世紀に亘つて混亂が繼起した。この混亂に乗じて、これらの諸民族の酋長及び巨頭はこれらの諸國の土地の大部分を獲得した。また篡奪した。これらの土地の大部分は未だ耕作されてゐなかつたが、しかし、その何れの部分といへども、すなはち既耕地たると未耕地たるとを問はず、所有者なしに放置されることはなかつた。然り、その悉くの部分が壟斷された。大部分は少數の大所有者によつて領有された²⁾』

これは『國富論』第三篇中の一章句であるが、われ／＼はこれによつて、前掲第一篇一章句の中で彼が『悉くの土地が……』と言つて、ことさらに土地所有の獨占を規定してゐることが如何に歴史的事實の考慮に基いてなされたものであるか、そしてまた彼が常に理論的勞作の前提をかゝる現實的社會的條件の中に求めてゐるかを理解したいと思ふ。

以上には土地所有一般についてのスミスの概念規定を見た。それはしかし、飽くまでも一般的な規定であつて、歴史的にそれ／＼特殊な形態をとつて現はれるところの具體的な土地所有についての規定ではない。しかるに、從來のスミス研究においては、いな彼れの地代論の研究においてさへも、たゞ、この一般的規定だけが取扱はれたにすぎぬ。そしてこのことはやがてスミス地代論への皮相的

2) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 360. 邦譯 中卷 24頁

な理解を結果せしめてゐるかに考へられる。で、一步を進めて、土地所有に關する彼れの特殊な規定を見やう。これによりてやがてスミス地代論の理解は一步押し進められるであらうと信ずる。

(2) 封建的土地所有

スミスは上掲の一章句において土地所有は一般に土地所有の獨占であることを歴史に照らして明瞭にした後で、さてかゝるものとしての土地所有がその成立以來幾多の形態變化を遂げて來たことを叙述してゐる。またかゝる形態變化が如何なる必然性に媒介されてゐるかをも論じてゐる。スミスは次の三形態を明瞭に區別してゐる。それらの諸形態を歴史的な發展の順序に従つて列擧すれば、次の如くである。(一)封建的大土地所有、(二)分益小作農制、(三)資本主義的土地所有。以下にその各々についてスミスの述ぶるところを見やう。

まづ封建的土地所有について。——その特質をスミスは次の諸章句において規定してゐる。

『ヨーロッパ舊時の状態においては、土地の占有者はすべて地主の意志通りに處分されうるところの借地人であつた。彼等はすべて、或ひは殆んどすべて、奴隸であつた。とはいへ、彼等の奴隸的狀態は、古代ギリシヤ及びローマ人の間に行はれたものに較べると、割合に寛大であつた。彼等は、主人

の所有物といふより、直接的にはむしろ主人の所有地に隷屬するものと考へられた。従つて彼等は土地と一緒にならば賣却されることができたけれども、土地と切り離して賣却されることはなかつたのである。³⁾

『かゝる奴隸によつて營まれる耕作並びに改良のすべては、もと／＼彼等の主人の計算に基くものであつた。すべてが主人の費用において行はれたのである。種子も、家畜も、農具も、これらは主人の所有するところであつた。耕作も、改良も、主人の利益のために行はれた。かくて、奴隸は日々の生活維持に必要なもの以外には何物も獲得しえなかつたのである。』⁴⁾

『奴隸が彼自身の生活維持に必要なものをつ／＼に獲得しうる以上に行ふところの餘分の仕事は、彼自身の利益のためにはなく、専ら暴力によつて、奴隸の手許から奪ひとられた。』⁵⁾

『これらの借地人は、財産を獲得することはできなかつた。彼等の獲得したものはその何たるを問はず主人の掌中に收められた。主人は彼等から勝手に取り立てることができたのである。』⁶⁾

ここでこれらすべての引用文を要約してみやう。封建的大土地所有の下における農業關係並びに地代の特質はほぼ明瞭である。まづ直接的生産者としての農民は、大土地所有者としての領主によつてその領土に緊縛せられてゐた。そして土地の附屬物としてただ領主のために貢租の生産に従事した。

3) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 363. 邦譯 中卷 31頁
 4) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 364. 邦譯 中卷 32頁
 5) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 364. 邦譯 中卷 32頁
 6) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 864. 邦譯 中卷 31—2頁

かゝる事態は一つに封建的大土地所有の直接の自己表現としての『暴力』によつて維持されることができた。直接的生産者は、この『暴力』の上に統御せられ、この『暴力』の下にあらゆる形態での貢租として、彼等のかつ／＼の生活資料以上の一切の過剰生産物を、若しくは過剰労働を『勝手に』奪ひとられた。如何にして地代が土地所有者の手中に歸するかの問題は、この場合、封建的大土地所有の特質たる直接的『暴力』の作用によつて解決せられる。従つて特にわれ／＼の理論的分析を要求するものとはならない。しかし、以上のスミスの叙述を以つてしては、土地所有がこの場合如何にしてかゝる『暴力』を行使しうるかの基礎は明かにされてゐない、これこそ、切實にわれ／＼の理論的分析を要求することがらではあるが。

(3) 分益小作農制

建建的大土地所有について新たなる土地所有の一形態が生れた。それは分益小作農制である。さて彼はこの新たな形態の生成並びにその特質について述べる。

『往時の奴隷耕作者について、現在フランスにおいて分益小作人の名稱によつて知らるゝ一種の小作農業者が漸次現はるゝに至つた。しかし彼等はイングランドにおいてははずつと以前にその跡

を絶つてゐる。……土地の所有者は種子、家畜、及び農具の如き、農場の耕作に必要なすべての資本を小作農業者に提供した。しかし、その生産物は資本の維持に必要であると判断される部分を除いて、土地の所有者と小作農業者との間に全部を平等に分配した。⁷⁾』

『かくの如き小作農業者は奴隷とは極めて顯著なる本質的差異を有つてゐる。すなはちこれらの小作農業者は自由民であるが故に、財産を獲得することができ、また土地の生産物の一定の額前に參與するが故に、彼等自身の額前をできるだけ大ならしめるために生産物の全量をできるだけ大ならしめることに明白なる利害を有する。これに反し、自己の生活維持に必要なもの以外には何物をも獲得しえざる奴隷は、自己の生活維持に必要なもの以上には、土地の生産物をできるだけ少からしめることによつて自己の安樂を求める。』⁸⁾

『農奴は解放された。その時、彼等の土地を引きつぎ占有することを許された。しかし、彼自らは何等の資本をも有しなかつたために、彼は地主によつて提供されるこのによつてのみ耕すことができた。従つて彼はフランスの所謂分益小作人たらざるをえなかつたのである。』⁹⁾

以上の引用文によつて分益小作農制の特質をみやう。こゝでは直接的生産者にはもはや奴隷でなく、解放された獨立の自由民である。彼はまだ一切の農耕手段を地主によつて提供されてはゐるが、しか

7) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 365. 邦譯 中卷 34—5頁
 8) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 365. 邦譯 中卷 35頁
 9) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 366. 邦譯 中卷 36—7頁

し、部分的には彼自身の利益に基いて耕作を行ふ。すなはち單なる勞働者の資格においてではなく、自ら一個の企業者たる資格において、生産物からの一定の頒前を要求することができる。一方、地主はもはや暴力的に地代を強取することのできる封建的大土地所有の身分には居ない。

土地所有者と直接的生産者との間に生長して來たかくの如き新たな關係は、しかしながら、もともと封建的大土地所有と資本主義的土地所有との間に介在する單なる過渡的形態にすぎぬと解されてゐる。このことはスマスが分益小作農制を以つて奴隸解放の後に現はれ、いまなほフランスにおいては見られるけれども、イングランドにおいてはすでに遠き以前に跡を絶つに至つたと言つてゐるに徴して明かである。さらにつき進んでその關聯を考へてみるならば、農奴の解放後自由なる生産者と化した分益小作人が、引きつづき分益制度の下にとどまらざるをえなかつた理由は、一つに封建的大土地所有制の遺物としての彼等の本來的な窮乏にあるのであるから、いま彼等の手中に分益制度によつて始めて可能となつたところの蓄積が行はれるか、もしくは他の部面からの資本の流入が行はれるかするならば、それは必然的に資本主義的小作制度へと轉化せざるをえぬであらう。彼はよく分益小作農制の過渡的性質を指摘してゐる。

(4) 資本主義的土地所有

分益小作農制の過渡的性質を指摘したスミスはかくてもむろに資本主義的小作制度に論を進める

『この種の借地關係の後を極めて除々に繼承したものは、自己の資本を以つて土地を耕し地主に一定の地代を支持ふところの、眞に小作農業者と呼ぶべきものであつた』¹⁰⁾

だがこゝでスミスが『眞に小作農業者と呼ぶべきもの』と做してゐる耕作者は彼自身直接的な耕作者である。われ／＼はこれを以て眞の小作農業者となすことはできないであらう。なぜなら眞の小作農業者とは農業に必要な資本の所有者であるとともに、さらにまた農業労働者の使用者でもなければならぬであらうから。

われ／＼はスミスの經濟史的研究——『國富論』第三編——からこれ以上詳細なる叙述を見出すことはできぬ。これは當時の農業における資本主義の發達の未熟なる状態において、換言すれば農地圍込み運動の初期の状態において、不可避的であつたと言へやう。しかし彼はただ一言、『富裕なる大小作農業者』¹¹⁾が、ヨーロッパにおいてよりもイングランドに最も多く存在する事實を指摘してゐる。そしてこの富裕なる大小作農業者こそはおそらく資本主義的小作農業者を指してゐるであらうけれども。

10) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 367. 邦譯 中卷 38頁

11) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 370. 邦譯 中卷 45頁

しかるに彼は『國富論』第一編において純粹の資本主義的農業者を、しかも紛れもない姿において、登場せしめてゐる。その一章句を引用してみやう。

『例へば穀物の價格は、一部分は地主の地代を支拂ひ、他の一部分はその生産に使用された労働者……の賃銀……を支拂ひ、第三の部分は小作農業者の利潤を支拂ふ。』¹²⁾

こゝで彼は資本の回收部分を看過してゐる。いなその直後において資本の回收部分となる部分も結局においてまた地代と勞賃と利潤とに分解すべきことを主張してゐる。このことについてはしかし、いま論じないであらう。いまの場合、われ／＼はこの一章句を受けてゐる次の一章句に述べられる内容に留意することにしやう。

『各國の土地及び労働の年々の生産物の全部、または結局これと同一物たる該生産物の全價格は、すでに本編第六章に述べた如く、自ら三個の部分、すなはち土地の地代、労働の賃銀、並びに資本の利潤とに分たれ、三種の相異なる階級の人々、すなはち地代により衣食する人々、賃銀により衣食する人々、並びに利潤により衣食する人々に對して、それ／＼収入を構成する。これこの三階級は各文明社會においてその根本をなし、その主要成分を形成せる三大階級であつて、それ以外の階級の収入は何れも結局においてこれら三階級の収入より發生するものにすぎぬ。』¹³⁾

12) Adam Smith, *ibid.* BK. I. Chap. VI. p. 52 邦譯 上卷 185頁
13) Adam Smith, *ibid.* BK. I. Chap. XI. p. 248. 邦譯 上卷 571—頁2

(4) 資本主義的土地所有

分益小作農制の過渡的性質を指摘したスミスはかくておもむろに資本主義的小作制度に論を進める『この種の借地關係の後を極めて、除々に繼承したもの、自己の資本を以つて土地を耕し地主に一定の地代を支持ふところの、眞に小作農業者と呼べるべきものであつた。』¹⁰⁾

だがこゝでスミスが『眞に小作農業者と呼べるべきもの』と做してゐる耕作者は彼自身直接的な耕作者である。われ／＼はこれを以て眞の小作農業者となすことはできないであらう。なぜなら眞の小作農業者とは農業に必要な資本の所有者であるとともに、さらにまた農業労働者の使用者でもなければならぬであらうから。

われ／＼はスミスの經濟史的研究——『國富論』第三編——からこれ以上詳細なる叙述を見出すことはできぬ。これは當時の農業における資本主義の發達の未熟なる状態において、換言すれば農地圍込み運動の初期の状態において、不可避的であつたと言へやう。しかし彼はただ一言、『富裕なる大小作農業者』¹¹⁾が、ヨーロッパにおいてよりもイングランドに最も多く存在する事實を指摘してゐる。そしてこの富裕なる大小作農業者こそはおそらく資本主義的小作農業者を指してゐるであらうけれども。

10) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 367. 邦譯 中卷 38頁

11) Adam Smith, *ibid.* BK. III. Chap. II. p. 370. 邦譯 中卷 45頁

しかるに彼は『國富論』第一編において純粹の資本主義的農業者を、しかも紛れもない姿において、登場せしめてゐる。その一章句を引用してみやう。

『例へば穀物の價格は、一部分は地主の地代を支拂ひ、他の一部分はその生産に使用された労働者……の賃銀……を支拂ひ、第三の部分は小作農業者の利潤を支拂ふ。』¹²⁾

こゝで彼は資本の回收部分を看過してゐる。いなその直後において資本の回收部分となる部分も結局においてまた地代と勞賃と利潤とに分解すべきことを主張してゐる。このことについてはしかし、いま論じないであらう。いまの場合、われ／＼はこの一章句を受けてゐる次の一章句に述べられる内容に留意することにしやう。

『各國の土地及び労働の年々の生産物の全部、または結局これと同一物たる該生産物の全價格は、すでに本編第六章に述べた如く、自ら三個の部分、すなはち土地の地代、労働の賃銀、並びに資本の利潤とに分たれ、三種の相異なる階級の人々、すなはち地代により衣食する人々、賃銀により衣食する人々、並びに利潤により衣食する人々に對して、それ／＼収入を構成する。これこの三階級は各文明社會においてその根本をなし、その主要成分を形成せる三大階級であつて、それ以外の階級の収入は何れも結局においてこれら三階級の収入より發生するものにすぎぬ。』¹³⁾

12) Adam Smith, *ibid.* BK. I. Chap. VI. p. 52 邦譯 上卷 185頁

13) Adam Smith, *ibid.* BK. I. Chap. XI. p. 248. 邦譯 上卷 571頁

これによつてみれば、地主と資本家と労働者とが『文明社會』の基本的三大階級を構成する。従つて所謂小作農業者とは、一定の地代を支拂ふ契約を以つて地主から土地を借受け、彼自身はもはや直接に耕作に當らず、農業労働者を使用して耕作にたづらはしむるところの、一個の資本家的小作農業者たらざるをえぬ。そして彼自身は單なる利潤取得者である。勿論、當時の社會状態において『これらの三種の収入が……同一人に歸屬する』こと、従つてまた『その種別が往々にして相互に混同され、少くとも通常の用語の上で混同され勝ち』¹⁴⁾であつたことは不可避的であつたであらう。しかしながら、彼は理論的な用語はその内容において慣習的な用語と嚴密に區別さるべきことを主張してゐる。¹⁵⁾かくてわれ／＼は理論的には彼が飽くまでも資本家と労働者と地主との三大階級が純粹に對立してゐるところの、抽象的に考へられた資本主義社會の圖象に立脚すべきことを主張してゐることを看取することができるであらう。

さて土地所有はかゝる社會圖象の下において如何なる形態をとるであらうか。

地代は、いまや、封建的社會における如く暴力的強取によつてしかく素朴的に地主の手中に歸屬することはないであらう。何故なら封建的地代の素朴性は資本主義的地代の素地をなした分益地代においてすでに本資的な變化を遂げてゐるし、また封建的大土地所有の特質としての『暴力』は、分益小

14) Adam Smith, *ibid.* BK. I. Chap. VI. p. 55. 邦譯 上卷 190頁

15) Adam Smith, *ibid.* BK. I. Chap. Vi. p. 55. 邦譯 上卷 190—2頁

作農制の下においてすでに失はれてゐるのであるから。われ／＼は端的に資本主義的土地所有に關するスミスの叙述を究明することにしやう。彼は第一編第十一章——この章はスミス地代論の本章である——の冒頭の一句に次の如く述べてゐる、——

『土地の使用に對して支拂はれる價格であると考へられるところの地代は、本來、借地人がその土地の現實の狀態において支拂ひうる最高の價格である。土地の賃借契約の條件を決定するにあつて地主はその土地の生産物中借地人の額前となる部分を、借地人が種子を買入れ、勞働を支拂ひ、且つ家畜及びその他の農耕用具を買入れ、また保存する資本と、その地方における普通の農業資本の利潤とを、併せ償ふに足る以上に出でぬやうに努める。この額前は、明らかに借地人が損失を蒙らず、自から満足しうる最少の額前である。また地主はこの額前以上を借地人に殘してやる心組みは殆んどない。生産物中、または、結局同じことに歸するが、生産物の價格中、かりそめにもこの額前を越ゆる部分があるとすれば、地主は必ずその悉くを土地の地代として自からの手中に保留せんと努める。故に地代とは借地人がその土地の現實の狀況において支拂ひうる最高の價格であることが明白である。』¹⁶⁾

この一章句の中に資本主義的土地所有の全特質が描き出されてゐる。すでに見たところに従へば、資本主義社會の基本的階級は資本家と勞働者と地主とであつた。さてこゝに引用したスミスの一章句

によれば、地主が受け取るころの地代は、生産物、もしくはその價格中、小作農業者の資本とその資本に對する普通の利潤とを支拂つて後に残るところの超過額によつて決定される。ところで小作農業者の資本であるが、これは一部は農業労働者に前貸さるゝ賃銀によつて、他の一部は種子、肥料、農耕用具等によつて構成されるであらう。それ故、小作農業者がその資本とその資本に對する普通の利潤とを回收することは、同時に彼並びに農業労働者が補償されることを意味するであらう。資本家の資本消耗部分と利潤、並びに労働者の勞銀は、生産物價格の第一次的な分解部分であり、必ず支拂はれねばならぬ。これに對して地主の地代はいはばその第二次的な分解部分とされる。換言すれば、地主は資本家と労働者との後においてしか支拂ひをうけることができない。小作農業者と彼の使用する農業労働者とが社會的存在の第一線に立ち現はれてをり、地主はそこでは僅かに第二次的な存在として前二者に依存する關係にあることゝなつてゐる。

資本主義的秩序の下においては資本家階級が社會的生活の唯一の機能者として現はれる。封建的秩序の下において他の一切に君臨した土地所有は、いまや資本獨自の作用によつて資本の背後に退却せしめられる。資本所有は土地所有を克服する。土地所有は嘗つての絶對權を喪ひ、いまや僅かにその所有獨占と土地そのものゝ制限的性質とを利用することによつて、自己を經濟的に實現しうるにすぎ

ない。スミスはよくこの事情を明かにしてゐる。

私は以上に土地所有に關するスミスの一聯の規定を見た。まづ一般的な形態に關する規定を、ついで歴史的な特殊諸形態に關する規定を。これ私が假りにアダム・スミスの土地所有形態論と名づけたものゝすべてである。勿論、これはスミス自身によつて纏めて述べられたものではないが、彼れの『國富論』の全體を通讀するとき、人はかゝる一つの體系的な所論を發見しうるのであらう。そしてこの發見——再構成といへばより適切であらう——に基いて、彼れの地代論への理解は一步押し進められるであらうと信ずる。

二 スミスの地代論における矛盾とその意義

(1) 地代論と價值論

土地所有が資本所有によつて克服せられ、従つて、嘗ての特質を、すなはち絶對的權力を喪失するや否や、それはもはや社會の經濟的秩序を統括する能力をも喪失せねばならぬ。いまや總てが人格上自

由なる人々の制約せられざる活動に基いて遂行される。いまや社會生活の再生産行程は封建的大土地所有の絶對的權力に代つて、他の何物かゞこれを統括せねばならぬ。かくてまた土地所有の自己實現の方法もこの根本的問題の解決なくしては説明されえなくなるであらう。さて、アダム・スミスはこの根本的問題の解決に當り偉大なる業績を残した。

『分業一たび完全に確立せらるゝときは、各人が自己勞働の生産物により充すところの欲望は、僅かにその極めて小なる部分にすぎぬ。即ち自己の消費を超過する自己勞働の生産物の過剩部分も、他人の勞働の生産物のうち、彼が欲求するところのものと交換することによつて、その欲望の大部分を充足するのである。かくて、各人は交換によつて生活する、或は或る程度において一個の商人となるそして社會もそれ自體適當に商業社會と呼ばれるゝところのものとなる。』¹⁷⁾

スミスは封建社會——その社會の基礎は自然的封鎖經濟である。そして領主の絶對的權力なるものも結局はこの基礎において説明されるであらう——から資本主義社會への推轉を『勞働生産力の改善』¹⁸⁾に負ふものと解する。またこの改善は最も著しく『分業』に負ふものと解する。そのことは『國富論』第一篇の最初の三章において述べられてゐる。そしてこゝに引用する第四章の冒頭の一章句においてこの分業の發達が齎らしたところの社會的結果を總括してゐるのである。さてこの一章句について

17) Adam Smith, *ibid.* BK. I. Chap. IV p. 24. 邦譯 上卷 132頁

18) Adam Smith, *ibid.* BK. I. Chap. I. p. 5. 邦譯 上卷 100頁

やう。人はいまや人格上自由人である。すべてはこれらの人格上自由なる人々の行動によつて爲し遂げられる。そして個別的に見る限りではこれらの人々の行動は自由であり無制約的であるに拘らず、全體的にこれをみれば、それらはすべて一全體としての交換網状態の一環を形成してゐる。人はその欲する財貨の大部分を他人の勞働の結果に俟たねばならぬ。一人はこの交換網状態への依存なくしては生存することができぬ。かくの如く分業の發達に伴ふ社會的結果をこの交換網状態の成立のうちに看取した彼は、さらにこの交換網状態において『自然的に遵守されるところの法則』¹⁹⁾を究明せねばならなかつた。そしてこの法則、すなはち價值法則こそは領主の絶對的權力に代つて現はれたところの、社會的生活の再生産行程における新たな統括者なのであつた。

(2) スミス地代論の諸矛盾

今や地代の問題は交換網状態において自然的に遵守されるところの法則——すなはち價值法則——との關聯において説明されねばならぬ。しかし、スミスはその場合決して自らの主張を一貫せしめるに成功してはゐない。いなそこに與へられてゐる諸々の規定の幾つかは、平面的にこれをみれば、『その或る一節に於ける結論の論據』は『その他の一節に於ける結論を覆へず論據』²⁰⁾をなすほどに、前後

19) Adam Smith, *ibid.* BK. I. Chap. IV. p. 30. 邦譯 上卷 141頁

20) 小泉信三氏『リカアド研究』238頁

矛盾するものすらある。私は、この小論において、スミス地代論の全構成を吟味してゐる餘裕はないが、規本的規定だけについて、それが如何に矛盾してゐるかを見やう。

彼はその價值論において三つの異なる原理を併存せしめてゐる。その一は労働價值原理である。この原理に従へば、商品はすべて、それに人間労働が體化されてゐるが故に價值を有する、また體化された人間労働の分量に従つて或る一定の大いさの價值として測定される、従つて價值としては一全體的なものであり、この一全體としての價值が『分解』して労働者の勞賃、資本家の利潤、地主の地代を『構成』する、と規定される。その二は生産費價值原理である。こゝでは商品の價值は、前の場合とは全く逆に、勞賃と利潤と地代との集成によつて『構成』され、そしてその大いさはこれらの各構成部分がそれ／＼購ひ、または支配しうるところの労働の數量の合計によつて測定される、と規定される。最後の一つは『必要價格』の原理である。これはその根本において第一の労働價值原理の一變形である。すなはち勞賃、利潤、及び地代が一全體としての生産物價值の『分解部分』であると做されてゐる限りにおいては、第一の労働價值原理の場合と何等異るところはない。たゞ異なるところは、地代だけは『分解部分』たる資格において勞賃及び利潤の次ぎに位ひし、いはゞ第二次的な分解部分と規定されてゐる點である。

さて、これら三つの規定的規定の中にわれ／＼は次の二つの顯著なる矛盾を指摘することができるであらう。

第一に、地代を商品價値の『分解部分』たる地位に置くのとその『構成部分』たる地位に置くのとは對角線的に異なる二つの見解であると言はねばならぬ。(勞賃及び利潤についても同じことが言へる)『前の場合では全體が前提される、後の場合では全體は部分から生れる、それ故に前の場合では價格が第一次的、決定的なものとして現はれ、その高さは全體として三收入の高さを決定する。けれども後の場合では價格は收入によつて決定されるものとして現はれる、その高さは後者の高さに依存する』²¹⁾かくてこれら二つの見地の對立はアダム・スミスの一つの顯著なる矛盾として指摘されねばならぬ。

第二に次ぎの如き顯著なる矛盾が指摘されるであらう。以上二つの見解にあつては、たとへ地代は價値の『構成部分』と做されるにもせよ、また逆に『構成部分』と做されるにもせよ、ともかく地代は勞賃並びに利潤と同一の資格に立つ分配範疇と規定されてゐたのであるが、いまや第三の見解においては地代のみは第二次的な『分解部分』として他の二つの分配範疇から區別されてしまつてゐる。勞賃及び利潤はこれに對し第一次的な『分解部分』と規定されてゐる。この新見解は『國富論』第一篇最後の一章において初めて採用されたものであり、地代を他の分配範疇と順位の上で區別した點で

21) Hans Marzell, Das Kakitalzinsproblem im Lichte des Kreislaufs der Waren vud des Geldes, s. 30.

他の何れの見解とも異なる一箇の新たな見解である。しかもこの區別が據つて生ずる必然的な根據はこの第一篇何れの章においても展開されてゐないのである。それ故に突如として現はれたこの第三の見解は一つの新たな矛盾を附加することになるであらう。

以上は全く雑薄な説明ではあるが、これによつてすら、スミスがその地代論において、明かに前後撞着すると思はれる諸規定を平氣で併存せしめてゐることだけは充分に看取されるであらう。學者はしばしばこれらの矛盾を指摘し、アダム・スミスの地代論はそれ故に改めて問題にするに値せぬと結論して來た。私は、しかし、これらの明白なる矛盾の中に含蓄せらるゝことがらがそも／＼何を意味するか、改めて再吟味せられねばならぬと考へる。けだし、これらの矛盾はむしろ偉大なる觀察者としての、また、たとへ一貫せる理論を樹立するには至らなかつたとはいへ、ともかく偉大なる理論家としての、彼れの偉大なる特質を反映するものであり、従つてそれらの矛盾の中に包藏されてゐる彼の偉大なる両面を理解し、且つこれを統一するといふことの中にスミス研究家の眞の態度が在すると考へるから。

(3) それらの矛盾の再吟味

まづ第一の矛盾、すなはち地代を價値の『分解部分』となす見解と、逆に價値の『構成部分』となす見解の對立について考へてみやう。しかし、これは利潤並に勞賃についても言ひうることであり、一般的に勞働價値原理と生産費價値原理との矛盾として表現されるのであらう。さて、この大膽なる矛盾に驚嘆する前に、むしろわれ／＼は彼れの思想の豊富なることに留意すべきであらう。『その中に初めてその主要なる點において完成せられたる價値論がわれ／＼の眼前に展開されてゐるのみならず、同時にその中に後世において之をよりよき、より完全なる、より満足なる説明に導かんとした種々の特殊の學說の出發點となつた殆んど凡ての思想並びに原理を見出す。われ／＼はこれがその凡ての本質的な部分において完成された最初の價値論であることを忘れてはならないのみならず、理論的研究が全一世紀の永きに亘つて、彼れの思想の寶庫をついばむことによつて生活して來たものなることを忘れてはならぬ。』²²⁾『傍點はアモン自身のもの』

だが、更らに進んで、これらの大膽なる矛盾はわれ／＼に重大なることがらを啓示してゐる。彼はすでにわれ／＼の見た如く、封建社會における權力理に代つて、いまや資本主義社會において全體的に經濟生活をその内奥において統括するところの新原理を探求することを意圖した。そしてこの意圖は、一應、勞働價値原理の樹立となつて實を結んだ。しかしながら、こゝでは一般に交換社會を特質

22) アルフレッド・アモン、『正流派經濟學』58—59頁。

づけてゐるところの、交換網状態の内部に潜む労働協働體を抽象的に解剖したにとゞまり、従つてこの原理は直ちに現實に妥當することはできなかつた。かくて生産費原理において彼は立場を代へて現實の經驗的な事實から、すなはち個々の人々の生活過程に外見的に現はるまゝの事象から、出發し直す。前者は抽象的思惟方法に基き、後者は經驗的思惟方法に基く。しかもこの兩者はわれ／＼の理論的思惟において、ともに不可缺的である。具體的なものから抽象的なものへの上昇と、抽象的なものから具體的なものへの再下降とによつて具體的なものへのわれ／＼の理論な理解は初めて可能となるであらう。スミスはこれら不可缺的な二つの思惟方法をわれ／＼に啓示してゐる。しかもこれら二つの思惟方法は、アモンの言へるが如く、『その本質的な部分において完成された』形で示されてゐる。

スミスの缺點は、これら二つの思惟方法、二つの原理を何等統一することなく、たゞ平面的に併存せしめたことの中に存する。しかしスミスがかくの如く交換價值、價値の源泉を一全體としての投下労働に求むると同時に、それを勞賃、利潤、地代の合成から導き出さうとしたことは、彼れの價値論の混亂紛糾拾取すべからざるまでに導いたものであると云はんよりは、彼が労働價値説をとる限り、資本家的社會における價値からの價格への轉化を不充分ながらも意識してゐたことを示すものであつて、寧ろ彼れの價値論の長所であるとも言ひ得るであらう。彼れの價値論の矛盾は、理論の矛盾の外

に、現實の價值、價格現象そのものゝ矛盾の一反映であつたとも云はれうるわけである。かくて、スミスのかゝる兩原理の間の矛盾は、その間に一つの中項を置くことによつて、統一に導くことができるであらう。そしてスミス價值論における他の一つの原理——需要供給の原理——が以上兩原理の媒介物として、中項として、重大なる役割を課せらるゝことゝなるであらう。

次に第二の矛盾の意義を闡明することに進もう。それこそ、この小論本來の課題であつた。しかし、第一の矛盾について以上に述べたところは、この小論にとつて蛇足ではあるが、この第一の矛盾と第二の矛盾とはスミス地代論の價值論的規定における二つの規本的な矛盾として指摘され來つたものであり、詳細に亘つて論及することのできぬこの小論においてせめて規本的な部分だけにでも論及して置きたいといふ心組みから、中にさしはさんで置いた。

さて、第二の矛盾の意義は、この小論の前半において述べたスミスの土地所有形態論を援用すれば明瞭に理解されうるであらう。『國富論』第十一章に至り、何等の豫述もなく突如として、地代を生産物價值の第二次的分解部分となしたことが、これまでの見解、すなはち地代を他の分配範疇と同位の價值分解部分と做す見解に對して矛盾することとなつた。そこでまづ第十一章以前の諸章においてスミスが何故に地代を他の分配範疇と區別しなかつたかについて考へてみやう。アダム・スミスは彼れの

經濟學を構成するに當り、まづ土地の私有に先立つ原始社會の解剖から始めて、つぎに土地が私有されてゐる『文明社會』の解剖に遣入つてゐる。しかし、その場合での土地の私有とは土地の私有一般に外ならない。そこでは單に土地所有の獨占が規定されてゐるのみであつて、特殊な歴史的形態の特質は問題となつてゐない。従つてそれに照應する地代が他の分解範疇と區別さるべき何等の手がかりも存しなかつた。これ第十一章以前において他の分配範疇と同位に置かれた所以であらう。第十一章における規定が、資本家が産業の指導權を握り、地主はたゞ特定の土地に對する自己の所有權を設定するにとゞまり、産業の指導とは直接なんらの關係を有しなくなつた特定の歴史的社會——資本主義社會——での土地所有の歴史的性質を反映するものであることは、小論の前半においてすでに體系的に述べたところである。かくて、この第十一章以前の規定と第十一章の規定とは、互ひに矛盾する二つの規定としてではなく、むしろ一般的な規定から特殊的な規定への發展として、理解さるべきであらう。

〔紙面の都合ですべての註とスマイスの原本から以外のすべて引用並びに考証はこれを削除せざるをえなかつた。〕